

特定復興再生拠点区域復興再生計画

福島県富岡町

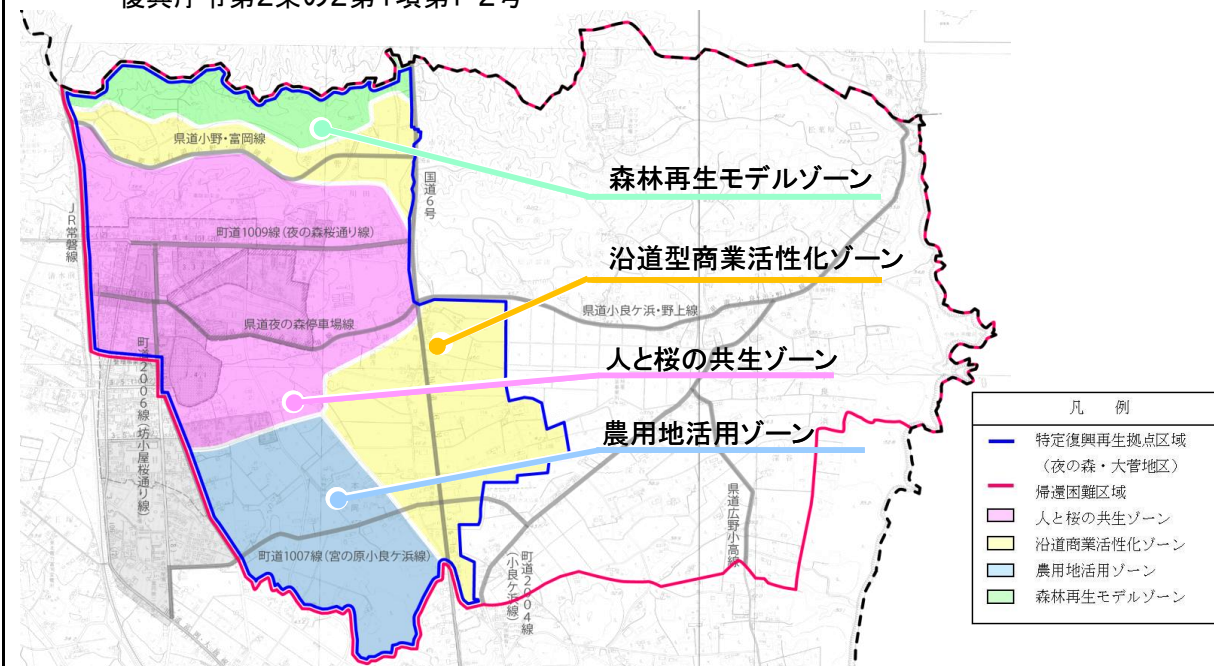
平成30年2月

〔特定復興再生拠点区域復興再生計画〕

市町村名	福島県 富岡町		
地区名	夜の森・大菅地区	面積	約390ha程度
区域	蛇谷須地区を除く大菅行政区、夜の森駅前北行政区、夜の森駅前南行政区、新夜ノ森行政区		

1. 特定復興再生拠点区域－区域の範囲、予定する土地利用

○特定復興再生拠点区域図、区域内の土地利用
 ※関係規定：法第17条の2第1項、第2項第1・4号
 復興庁令第2条の2第1項第1・2号



※凡例の色掛けは、富岡町帰還困難区域再生構想で示した土地利用方針を表す。

○特定復興再生拠点区域の対象等

<特定復興再生拠点区域に含まれる施設>

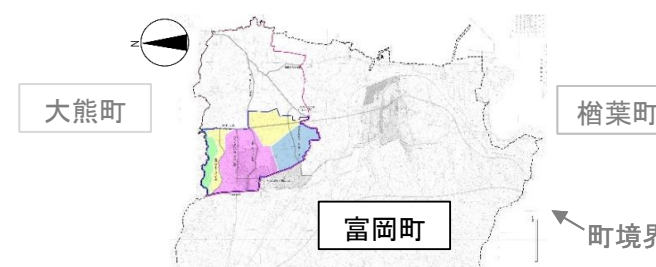
- ・JR常磐線（JR常磐線の鉄道施設区域の全て）、国道6号
- ・墓地、集会所等、不特定多数の住民が立ち寄る場所。
- ・特定復興再生拠点区域に関連し使用又は活用が必要となる公共用施設。
- ・その他特定復興再生拠点区域内のインフラ復旧・整備（4.各エリアの土地利用・事業内容等において記載されたもの）のために必要な施設（町道、上下水道、電気・通信、河川、農業水利施設等）

<その他>

- ・土壌等の除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。
- ・放射性物質汚染対処特措法に基づき除染・家屋解体を実施した箇所については、福島特措法に基づく除染・家屋解体は実施しない。

○広域位置図

※関係規定：法第17条の2第1項第2号
 復興庁令第2条の2第1項第1・2号



○特定復興再生拠点区域の状況

（事故前、事故後、放射線量等）

※関係規定：法第17条の2第1項第1号
 復興庁令第2条の2第1項第2号

<事故前>

事故前の当該区域は、JR常磐線夜ノ森駅を基点とした市街地が形成された町人口の約30%が居住する当町の大きな生活圏であり、土地区画整理事業の実施や上下水道などの整備により充実した都市施設の集積がなされ、加えて、企業寮や宿舎の立地等が相まって、震災・原発事故以前は人口の増加が続いていた。また、市街地の周辺には比較的温暖な気候等に恵まれた自然環境の下で水稲栽培を中心とする農用地が広がっていた。なお、区域の東端を南北に縦断する国道6号沿線には近隣町村を営業圏とする沿道型商業施設の集積が進められており、区域全体として潤いと利便性の高い居住空間が確保されていた。

<事故後>

避難指示の継続と立ち入りの制限により、未だ道路や上下水道等のインフラ復旧が行われていない。また、区域内建築物は鳥獣被害も相まって家屋の劣化や荒廃が進み倒壊等が危惧される危険建築物が年々増加している。農地は防火のための除草作業のみが行われている状況であり荒廃の一途を辿っている。

なお、多くの当該区域住民は既に避難指示が解除された区域に居住する「町内移住」を躊躇しており、当該区域の早期再生を望んでいる。

<放射線量等>

空間放射線量率の高い箇所は局所的に点在するが、区域のほとんどのエリアにおける年間被ばく線量は20mSvを下回っている。

2. 計画の意義・目標 ※関係規定:法第17条の2第2項第2号

当町においては既に町域の約88パーセントの区域において避難指示が解除され、復興再生へ新たなステージを迎えている中、町全体の再生・復興・発展を目指し、「帰還困難区域の復興再生なくして当町の真の復興再生はない」との決意で当該区域の復興再生へ臨むこととしている。このことから、帰還困難区域全域の復興再生への足掛かりとしても町民の希望の光を絶やさないためにも当該区域の早期整備は必要である。

当該区域の復興再生への取組みとしては、住環境の再生整備はもとより「雇用」、「健康・福祉」、「教育」、「農業」、「交流」を主とした各種事業を展開することが必要である。このため、「既成市街地の再生」、「産業の集積による雇用の場の創出」、「新たな農業へのチャレンジ」、「商業再生による生活の利便性向上」、「桜など「花と緑」を通じた交流の活性化」を柱として当該区域の復興再生を図り、当町の復興再生の基本理念である「町民一人ひとりの心の復興」と「町民の心をつなぐ“ふるさと富岡”の復興」を目指す。

[避難指示解除による住民の帰還及び居住開始時期の目標]

・2023年(平成35年)春頃

※ただし、2019年度(平成31年度)末のJR常磐線再開通にあわせ、JR常磐線の鉄道施設区域及びJR夜ノ森駅へのアクセス道路等駅周辺の一部の避難指示解除を目指す。

[居住人口等の目標(計画期間終了から5年後の目標)]

・居住人口 約1,600人

・事業所数 約50者

・営農者数 約10者

3. 計画の期間 ※関係規定:法第17条の2第2項第3号

国の認定があった日～2023年(平成35年)5月31日

4. 各エリアの土地利用・事業内容等（土地利用に関する基本方針、産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

<特定復興再生拠点区域全体の整備方針> ※関係規定：法第17条の2第2項第4～7号

(1) 区域の整備の進め方

- ・道路、上下水道、電気・通信等のライフラインの復旧・整備を実施する。
- ・住宅地等の面的な除染や建物解体作業については、先行して行われている桜並木沿線の作業に合わせ、作業エリアが広がり連続性を持つよう進める。
- ・医療・福祉や商業施設などの生活関連サービスの整備については既に整備が進み一定程度のサービス提供がなされ、避難指示が解除された区域内の施設との連携を基に既存施設の活用を含め調整・整備を図る。
- ・健康増進施設や集会所等の住民コミュニティ施設については、一定程度のサービス提供がなされる避難指示が解除された区域内の施設との連携を基に区域内既存施設の効率的な運用が図られるよう整備する。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示が解除された区域におけるサービス提供を基に関係者との調整を図る。

(2) 区域外とのアクセスの確保

- ・県道小野富岡線の整備により常磐自動車道や国道6号とのアクセスを向上させるとともに、除染・解体作業や復旧・復興作業、また、除染廃棄物等の中間貯蔵施設や特定廃棄物埋立処分場への輸送車両等の円滑かつ安全な通行を図る。
- ・区域へ接続する幹線生活道路等における良好な通行環境の確保・維持を目指し、定期的な維持管理作業を継続する。
- ・除染廃棄物等の中間貯蔵施設や特定廃棄物埋立処分場への輸送経路等となる特定復興再生拠点区域外の道路（県道小良ヶ浜野上線、県道広野小高線、町道宮の原小良ヶ浜線、町道小良ヶ浜線等）については、一時立入者も多いことから特に輸送車両の円滑かつ安全な通行を確保する観点から必要な措置を講ずる。
- ・その他、国道6号などの幹線道路との連絡や既に避難指示が解除された区域との連絡に必要な道路については、適宜、その機能を確保するよう図る。

(3) 区域内の整備の目標時期

- ・避難指示の解除目標時期を2023年（平成35年）春頃と設定し、区域全域の整備を順次進め、2023年（平成35年）春頃の避難指示の解除を目指す。
- ・2019年度（平成31年度）末のJR常磐線再開通にあわせ、JR常磐線の鉄道施設区域及びJR夜ノ森駅へのアクセス道路等駅周辺の一部の避難指示解除を目指す。

(4) 効率的な整備の考え方（インフラ整備と土壌等の除染等の措置等の一体的かつ効率的な実施の留意点など）

- ・道路、電気・通信、上下水道等のライフライン復旧・整備が必要な箇所については、除染や建物解体と工程や作業箇所の調整し実施する。
- ・土壌等の除染等の措置等は、特定復興再生拠点区域の避難指示解除又は安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。
- ・区域内の宅地、農地等については、地権者の土地利用の意向（帰還の有無、土地貸借、営農・事業再開など）及び農地の保安全管理に関する組合の設立等を確認してから除染及び家屋解体を実施する。
- ・農地等については、営農再開等支援事業等の具体的な事業実施の進捗状況を注視しながら農地保全・維持管理を考慮し、除染作業実施時期を調整する。
- ・円滑かつ速やかな除染や建物解体作業の実施のために、丁寧な関係人への説明を徹底し、同意の取得・建物解体申請を促すよう努める。
- ・除染作業の実施については、作業に手戻りが無いよう細かな試験施工等の実施による除染手法等を採用する。
- ・里山再生モデル事業の結果を踏まえ、国、県、町の連携による今後の取組の検討を行う。
- ・本計画で計画する土地利用が除染後速やかに開始できるよう、全体の工程等を工夫・調整する。

＜各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性＞

※関係規定：法第17条の2第2項第4～7号

＜事業内容等＞

(産業の復興及び再生、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項)

夜の森・大菅地区(約390ha程度)

【概要】

- ・富岡町帰還困難区域再生構想(以下「構想」という。)で示した土地利用方針を中長期的に実現していくことを念頭に置き、本計画では当面5年間に実施する内容を記載する。
- ・構想の「人と桜の共生ゾーン」では、良好な居住地機能の再生と桜をはじめとした観光資源を活用した「花と緑あふれる」まちづくりを進め、帰町するまたは新たに居住される住民の居住と観光交流の共存できる豊かな生活環境を整備する。
- ・構想の「沿道型商業活性化ゾーン」では、国道6号沿線に広がる既存商業施設の再生や拡充、新たな企業が進出立地できる沿道型商業活性化に資する環境を整備する。
- ・構想の「農用地活用ゾーン」では、既存の農業による営農再開にとどまらず集団営農化や農業法人化による新たな農業へのチャレンジ、また、福島イノベーション・コースト構想に基づく長期の廃炉作業などに関連した産業の集積が図られる環境を整備する。
- ・構想の「森林再生モデルゾーン」を含む拠点区域の帰還環境整備のために、里山再生モデル事業の結果を踏まえ、国、県、町の連携による今後の取組の検討を行う。

【整備の必要性】

(構想の「人と桜の共生ゾーン」)

- ・蓄積している充実した社会インフラの再生と活用で生活環境整備を効率的かつ早期に実現することが可能。また、桜を主とする事業の展開により地区の賑わいを再生することにどまらず当町全体の賑わい形成を図ることが可能と考えられ、ひいては、地区住民の帰還促進は無論、既に避難指示が解除された区域の方々の帰還促進にも整備が必要である。

(構想の「沿道型商業活性化ゾーン」)

- ・浜通り地方の中央に位置することから近隣町村を商業圏域としており、加えて、国道6号の利用拡大に伴い商業需要の拡大が見込まれる地区である。活発な商業活動の展開は、当町はもとより近隣町村の方々の帰還促進支援に貢献するものと考えられることから整備が必要である。

(構想の「農用地活用ゾーン」)

- ・平成29年3月に富岡町農業復興実施計画『農業アクションプラン』を策定し、農地保全組合による除染後の農地保全作業や水稲をはじめとした実証栽培などを通して、農業者の営農意欲の向上や営農再開環境整備などを継続することとしている。避難指示が解除された区域においては、水稲作付をはじめ営農の再開を果たす取り組みが見受けられ、農業の再生基盤となる農用地の整備は必要である。
- ・工場型の新たな農業へのチャレンジや、福島イノベーション・コースト構想に基づく新たな産業の集積による雇用の創出や廃炉作業の前線基地としての地域への貢献などのためにも、多様な土地活用が可能となるよう整備が必要である。

【事業内容等】

(地区全体)

- ・自宅再建及び有効な土地利用を促進するための除染、解体等の措置。
- ・地域行事の再開など地域コミュニティ形成に寄与する集会所等の復旧・整備。
- ・消防屯所、消防水利等の復旧・整備。
- ・夜の森駐在所の再開に向けた関係機関との調整。
- ・伝統的な祭事を行う公共的な場所の特定及び復旧・整備。
- ・国道6号へ接続するアクセス道の復旧・整備。
- ・その他、住民の帰還を図る上で実施が必要となる事業の実施。

(構想の「人と桜の共生ゾーン」)

- ・蓄積される社会インフラの再生活用を主眼に、既存の道路、上下水道、電気・通信等のライフラインの復旧・整備。
- ・企業進出や廃炉作業などで新たに住民となる方々のための既存公営住宅の修繕活用または新規公営住宅等の整備。
- ・既に避難指示が解除された区域の生活サービス提供を確保するための既存の公共施設や商業施設の再整備。
- ・捕植や植替による桜並木の保全や隣接する公園等を活用した桜育成スペースの確保、既存都市公園の整備、ポケットパークの新規設置の検討。
- ・住民の健康増進とコミュニティの再構築に向けた健康増進施設「リフレとみおか」の再整備を含む検討。
- ・JR常磐線夜ノ森駅を東西に横断できる東西連絡自由通路等の検討。

(構想の「沿道型商業活性化ゾーン」)

- ・電気・通信、上下水道等の事業再開や企業進出の基盤となるライフラインの復旧・整備。
- ・継続的な商業需要等の把握調査及び既存商業施設等の再開支援及び企業誘致の強化。
- ・特区法制度の積極的な活用も含めた農地転用や都市計画決定などの事業再開や新規企業進出支援。

(構想の「農用地活用ゾーン」)

- ・「農業アクションプラン」に基づいた農地保全・管理を進める組合等の設立及び営農再開活動への積極的な支援。
- ・新規就農者や集団営農化・農業法人化による営農も視野にした営農の積極的な展開の支援。
- ・福島イノベーション・コースト構想と連動する企業進出意向の継続的把握と進出余地の積極的な周知。
- ・農業も含め多様な産業の集積を進めるため農地転用や都市計画決定などの特区法制度の積極的な活用も含めた検討。

(構想の「森林再生モデルゾーン」)

- ・構想の「森林再生モデルゾーン」を含む拠点区域の帰還環境整備のために、里山再生モデル事業の結果を踏まえ、国、県、町の連携による今後の取組を検討。

JR常磐線及びJR夜ノ森駅	
【概要】 ・2019年度末(平成31年度)におけるJR常磐線再開通及びJR夜ノ森駅の供用再開を目指す。 【整備の必要性】 ・復興拠点区域の核であることにとどまらず既に避難指示解除がなされたJR常磐線西側区域の生活利便性の向上など、当町全域の復興再生に必要である。	【事業内容等】 ・JR常磐線の再開通に合わせた利用促進とアクセス向上を目指す。また、JR常磐線を横断する東西連絡自由通路等の整備に向けた検討を並行して進める。
公共施設(道路)	
【概要】 ・国道6号からJR常磐線夜ノ森駅へ当該区域を東西に横断する地区幹線道路、国道6号から当該区域へ連絡する地区幹線道路、沿線に「夜の森つつみ公園」を有する計画区域の地区幹線生活道路及び国道6号を迂回し大熊町に整備中である「中間貯蔵施設」にアクセスできる県道広野小高線、県道小良ヶ浜野上線については安全な通行確保のための適切な維持管理を行う。 ・約2kmに亘る桜並木が道路両側に形成し、沿線に都市公園である「夜の森公園」がある町道坊小屋桜通り線及び夜の森桜通り線等を中心に道路交通網の復旧を図る。 【整備の必要性】 ・当該区域への他地区からのアクセス路であることに加え、既に避難指示が解除された当町他地区又隣接町村との連絡道路として復旧・維持管理が必要。 ・各種輸送車両の円滑かつ安全な通行確保が必要。 ・地域の幹線道路である国道6号から当該区域への連絡路として復旧が必要。 ・当該区域の汚水処理施設(汚水管渠)復旧が必要。 ・地区の主たる生活道路としての機能確保とともに、当町の観光の一翼を担い町民の誇りである桜並木の保存・再生が必要。	【事業内容等】 ・舗装オーバーレイ等の路面補修に加え、必要に応じた待避所などの整備。 ・常磐自動車道常磐富岡ICから国道6号へのアクセス向上のため、県道小野富岡線の整備。 ・通行の支障となる張り出し枝等の整理、倒壊の恐れのある建築物等の除却。 ・震災被災箇所の復旧。 ・隣接公園への誘導のためのアクセス歩道整備及び沿線へのポケットパーク設置を含めた休憩施設の検討。
都市公園、公共緑地等	
【概要】 ・公園、グラウンドその他の町民の憩いの場・交流の場となる公共空地进行を復旧・整備を図る。 【整備の必要性】 ・住民の交流を促進するとともに、健康の維持・増進を図るために必要。	【事業内容等】 ・町民の憩いの場・交流の場となる公園の復旧・整備。 ・公園敷地を活用した育成スペースの拡張、桜並木と公園の一体化。 ・桜の補植、植替え。 ・その他復興まちづくりの進捗や住民の帰還状況に応じて必要となる施設の整備。
健康増進施設、集会施設等	
【概要】 ・健康増進や地域コミュニティの活性化を図る。 【整備の必要性】 ・富岡町健康増進センター「リフレとみおか」は、健康増進を図るプールや温泉が併設され、くつろげる大広間や会議室を備えた宿泊施設で地域住民をはじめ利用する方々の憩い・交流の場として賑わっていた。住民意向調査等においても地域交流の拠点施設の要望は多く、当面居住者の高齢化率が高いことが想定されるため、介護予防を含む健康増進等や地域コミュニティ形成に関連する施設の整備は必要。	【事業内容等】 ・富岡町健康増進施設の被害調査の実施。 ・被害調査の結果を踏まえた上で、施設の復旧、あるいは、当該施設に代わる新たな施設整備も含めた検討に着手。 ・当該施設に隣接する桜並木と公園等を活かしたウォーキング・トレイルコースを区域内に設定し整備。

上水道施設(配水並びに給水管)	
【概要】 ・上水道施設の既存機能の復旧・整備を図る。	【事業内容等】 ・上水道施設の復旧に合わせ被災箇所の特定期間・復旧。
【整備の必要性】 ・住民帰還、新たな居住者の確保のために上水道の復旧は必要。	
下水道施設(公共下水道、農業集落排水施設又は合併浄化槽)	
【概要】 ・下水道施設の既存機能の復旧・整備を図る。	【事業内容等】 ・下水道施設復旧計画に基づき復旧。(公共下水道污水管渠、農業集落排水污水管渠の復旧。公共下水道終末処理施設、農業集落排水污水处理施設は共に復旧・供用済) ・埋設污水管渠の復旧。
【整備の必要性】 ・住民帰還、新たな居住者の確保のために下水道の復旧は必要。	
防火施設(消防屯所、消火栓、防火水槽)	
【概要】 ・防火施設の既存機能の復旧・整備を図る。	【事業内容等】 ・防火施設の現況を踏まえて、既存施設の復旧又は新規整備。
【整備の必要性】 ・住民帰還、新たな居住者の確保のために防火施設の復旧は必要。	
農業水利施設	
【概要】 ・営農のための農業水利施設やため池の復旧・整備を図る。	【事業内容等】 ・営農意向調査等の結果等に合わせ、効率的に復旧・整備を実施。 ・営農者確保状況等を把握し効率的な整備となるように留意。
【整備の必要性】 ・拠点区域内において営農再開に必要。	
河川(二級河川境川)、雨水排水施設	
【概要】 河川氾濫、火災等に係る防災機能を向上させるため、河川施設の復旧、必要な範囲での河川敷の草刈りを実施する。	【事業内容等】 ・河川堤防等、被災した施設の復旧及び河川敷の草刈り等を実施する。 ・避難指示が既に解除されている区域及び特定復興再生拠点区域の防護の観点から、特定復興再生拠点区域外の必要なエリアについても実施する。
【整備の必要性】 防災機能の確保を図るため、堤防復旧、河川敷の草刈りが必要。	

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の2第2項第8号、第17条の17第1・2項

本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン(環境省 平成25年5月 第2版(平成28年9月追補))」に従って、特定復興再生拠点区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の2第2項第8号、17条の17第3・4項

本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン(環境省 平成25年3月 第2版)」に従って、特定復興再生拠点区域において国が認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理を行う。

また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定復興再生拠点区域の復興及び再生に関し特に必要な事項 ※関係規定：法第17条の2第2項第9号

(1)医療、介護、郵便等の住民サービスに関する取組

	[取組内容]	[サービス等の開始時期目途]
生活サービス	コンビニ等商店の誘致、食品・生活用品の宅配サービスの検討・調整 郵便局、銀行等の生活関連サービスの再開にかかる調整 鳥獣被害対策にかかる検討・調整・実施 生活ごみ処理サービスの再開にかかる調整	おおむね避難指示解除までに
医療・介護	医療に対する体制の検討・調整 介護サービスの運営に向けた検討・調整	おおむね避難指示解除までに
教育	スクールバス運行など、通学支援の検討・調整	おおむね避難指示解除までに
防犯・防災	駐在所の再開や消防機能の確保・消防団組織の再構築等住民生活の安全・安心に向けた検討・調整 地域防犯パトロール・防犯カメラの継続、防犯灯の設置に向けた調整	おおむね避難指示解除までに
交通	拠点内コミュニティバス等の運行に向けた検討・調整 一時帰宅者向けのタクシー等の検討・調整	おおむね避難指示解除までに
産業	町内商工業事業者の事業再開支援 新規事業者誘致のための企業誘致方策の検討・実施	おおむね避難指示解除までに
営農等	営農再開に向けた試験栽培の実施 農業復興組合等を活用した営農検討・調整	おおむね避難指示解除までに

(2)その他(立入管理等)

【立入管理】

- ・認定後、拠点区域への立入規制の緩和を内閣府において速やかに実施。
- ・2019年度(平成31年度)末のJR常磐線再開等を見据え、拠点区域内の除染進捗にあわせて、立入規制の更なる緩和を内閣府に働きかけ。